

会 議 録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
	<p style="text-align: center;">久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会 第 13 回会議</p>
司会（渋谷副部長）	<p>1. 開会</p> <p>定刻となりましたので、次第に従い進めさせていただきます。 本日の司会を務めさせていただきます環境経済部の渋谷と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。 本日の出席委員は 10 人全員でございます。 「久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例第 6 条第 2 項」の規定に基づき、過半数を超えておりますので、ただいまより第 13 回久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会を開催いたします。 まず、本日の配付資料を確認させていただきます。 全部で 2 点ございます。1 点目は会議次第です。2 点目は「久喜市ごみ処理施設整備基本計画（案）」に関する資料です。</p>
司会（渋谷副部長）	<p>2. 会長挨拶</p> <p>次に、次第 2「会長挨拶」でございます。荒井会長、ご挨拶をお願いいたします。</p>
荒井会長	<p>（あいさつ）</p>
司会（渋谷副部長）	<p>ありがとうございました。</p>
司会（渋谷副部長）	<p>3. 議事</p> <p>続きまして、次第 3 の「議事」に移らせていただきます。 進行は議長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
荒井会長	<p>(1) ごみ処理施設整備基本計画（案）について</p> <p>それでは 3. 議事「ごみ処理施設整備基本計画（案）」について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（青砥係長）	<p>資源循環推進課の青砥から、「久喜市ごみ処理施設整備基本計画（案）」について説明します。目次をご覧ください。 大きく分けて、第 1 編「基本的事項」、第 2 編「施設基本計画」、第 3 編「事業計画」という構成になっています。 第 1 編から順にご説明しますと、「1.1 目的及び位置づけ」と、「1.2 ごみ処理施設の概要及び課題」では既存中間処理施設の概要、課題などの前提条件を整理しています。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（青砥係長）	<p>「1.3 基本方針」では、委員会で検討いただいた「生ごみ」、「資源物」、「プラスチックごみ」の処理など基本的な方向性に基づく方針をまとめており、その方針に基づいて「1.4 エネルギー回収型廃棄物処理施設」、「1.5 マテリアルリサイクル推進施設」でそれぞれの基本的事項を定めています。</p> <p>第 2 編では、「2.1、2.2 基本処理フロー及び各設備計画」を踏まえて、「2.3 エネルギー利活用計画」では第 10 回委員会で説明した余熱や電気の利用について記載しています。「2.4 公害防止対策」では第 8 回委員会で説明した公害防止基準を遵守する対策について、「2.5 災害対策」では第 10 回委員会で説明した災害への対応についてそれぞれ整理してまとめています。</p> <p>続いて、「2.6 安全衛生・作業環境」では、ごみ処理施設で発生するおそれがある事故の防止や自動化・省力化技術などを記載しています。</p> <p>「2.7 施設配置・動線計画」では、第 10 回委員会で説明した余熱利用・環境学習施設の他、プラントメーカーに見積依頼した条件として施設配置に関する内容をまとめています。</p> <p>第 3 編では、第 11～12 回委員会で説明したとおり、プラントメーカーへの意向調査等をもとに事業方式として DBO 方式の他、事業費及び整備スケジュール等をまとめているというのが基本計画全体の流れになります。</p> <p>ここから、その内容について日建設計より説明いたします。</p>
事務局（日建設計）	<p>p.2 では、「1.1 基本計画の目的及び位置づけ」として、図 1.1.1 を示しています。</p> <p>国の法令、埼玉県の上位計画、久喜市で定めた一般廃棄物処理基本計画に基づいて位置づけられ、今後、この施設整備基本計画にもとづき、事業者の選定等を行うための基礎資料になります。</p> <p>p.3～12 では、既存中間処理施設の概要、計画予定地の立地・インフラの条件や関係法令について整理しています。現在、久喜市では 3 つの清掃センターが稼働しており、そのうちの菖蒲清掃センターに隣接する予定地を含めて公園と一体となった施設整備を目指すという計画になっています。</p> <p>都市計画法上の用途地域や建ぺい率、容積率の他、備前堀川に隣接した敷地であることから、これまでの委員会でご指摘いただいている浸水対策として、洪水ハザードマップの浸水深、備前堀川の堤防高をもとに、現状地盤高 7.9m から 3m 程度の盛土を行う計画としています。</p> <p>p.13 では、生ごみやプラスチックごみの取扱い等の方針を踏まえ、新たなごみ処理施設整備について以下の 5 つの基本方針を示しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①安全で安定的に処理が可能な施設 ②周辺及び地球環境を含めた環境に配慮した施設 ③施設見学や環境学習等と連携して市民に開かれた施設 ④余熱利用施設や公園など周辺の施設や景観に調和した施設 ⑤効率性にも配慮した経済性に優れた施設 <p>p.14 では、生ごみを燃やせるごみとして処理し、プラスチック製容器包装をサーマルリサイクルしていくという方針も踏まえた分別区分と、今回の計画では、エネルギー回収型廃棄物処理施設（熱回収施設）と燃やせないごみ・粗大ごみを処理するマテリアルリサイクルの推進施設を整備するという処理フローを示しています。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（日建設計）	<p>また、資源物、有害ごみについては、委員会で議論いただいたとおり、外部に委託して処理・資源化することとし、整備する 2 つの施設から発生する残さのセメント原料化等を含めて、資源循環に配慮する計画としています。</p> <p>p.15 からは、エネルギー回収型廃棄物処理施設の基本的事項として施設規模等を算定していますが、これらについては、今後、事業者選定において、最新のデータ等を反映して精査していくこととしています。</p> <p>p.19 からは、委員会で議論いただいた排ガス、騒音、振動、水質、悪臭に係る公害防止基準について整理しています。これら公害防止基準を遵守するためにどのような方式を採用する良いのかを検討して、事業者選定の発注条件に反映していくことになると考えています。</p> <p>p.23 以降では、マテリアルリサイクル推進施設については、施設規模等の基本的事項を同じように定めています。p.14 の処理フローに示すとおり、燃やせないごみと粗大ごみを処理する施設の規模は 11t/日程度になると想定しています。</p> <p>以上が第 1 編 基本的事項に関する内容です。</p> <p>p.26 からは、第 2 編 施設基本計画になります。</p> <p>図 2.1.1 では、燃やせるごみの基本的処理フローを示しています。受入・供給設備では受け入れたごみをピットで貯留、クレーンで投入して熱処理設備で焼却や熔融して可燃分を減量します。その後、燃焼ガス冷却設備で排ガスからエネルギーを回収して余熱利用するとともに、公害防止基準を遵守するよう排ガス処理設備を通して煙突から排出するという流れを示しています。</p> <p>基本計画の中では、事業者選定において競争性を確保し、最新の技術を導入するという観点から、処理方式というのは限定せず、基本的な条件を設定した上でプラントメーカーに提案を求めることとしています。</p> <p>p.32 には、同様にマテリアルリサイクル推進施設の基本的処理フローを示しています。</p> <p>一般にごみピットの貯留は約 20t/日以上規模の施設で導入されることが多いことから、プラットホームで受け入れた燃やせないごみと粗大ごみや受入ヤードで貯留します。そこで燃やせないごみに混入する可燃性ガスを用いたライターなどの有害危険ごみや最近火災事故の原因となっているリチウムイオン電池を展開検査、手選別コンベヤで選別・除去します。</p> <p>その後、破碎して減容した上で鉄、アルミを選別して有価物を回収することとしています。なお、選別後に発生する不燃物は、可燃分と合わせて熱回収施設に投入することによって残さをすべてリサイクルすることも今後検討していくことになると考えていますが、ここでは鉄、アルミ、可燃物、不燃物に選別するフローを示しています。</p> <p>p.35～36 では、隣接する公園と一体として整備する余熱利用施設の概要を示していますが、具体的にどのような施設を整備していくかは、今後、引き続き検討していくこととして、目指す方向性、前提条件等を定めています。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（日建設計）	<p>目指す方向性としては、①CO₂ 排出量の相殺・炭素中立（カーボンニュートラル）等を目的とした“低炭素社会づくりの実現”、②余熱利用施設や公園など周辺施設と連携した“地域活性化・地域振興”、“行政サービスの向上”を示しています。</p> <p>その前提条件としては、地域振興策の余熱利用施設に必要な熱量を供給することとなりますが、それと発電に利用するエネルギーをバランスよく分配するため基本的な条件として以下の3点を挙げています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定したエネルギー回収のため、年間を通じて熱量変動の少ない一定した熱量を供給できるシステムとし、季節によって変動する熱需要に十分応えられるような施設にすること。 ・ごみ処理施設は一般的に約90日間運転すると、15～30日間、点検補修するため1炉が休止することになりますが、その場合でも施設内での必要電力量を確保した上で余熱利用施設へも熱が供給できるというシステムとすること。また、2炉運転では買電を行わずに自律的に運転できるということ。 ・循環型社会形成推進交付金の1/2交付要件であるエネルギー回収率19%以上という条件を最低限満足し、そのエネルギー（熱、電気）をどのように配分していくのが今後の課題になります。 <p>p.37～40では、災害対策について整理しています。</p> <p>地震、停電・断水、洪水・浸水、資材の備蓄、火災・爆発の他、災害時の防災機能という6点について整理しています。計画予定地は河川に隣接していることから、耐震化に合わせて液状化対策も考慮すること、災害時に水や電気が遮断されても自律的な運転ができるよう代替の水源、燃料・資材を確保していくこと。浸水対策の盛土に合わせて建物・設備の水密化を図ることなどを記載しています。</p> <p>具体的には、安全に施設を運転することが前提になるが、万一、火災が発生しても検知、消火できる設備などを記載しています。</p> <p>p.42～45の施設配置・動線計画では、収集車は東側からごみを施設内に搬入してプラットホームでごみを下ろし、また東側に退出するというルートで、公園の利用動線と分離することなどの配慮が必要になると考えています。</p> <p>一方、公園の駐車場に隣接して整備される予定の余熱利用施設については、マテリアルリサイクル推進施設に整備する環境学習施設と一体として運用できるよう渡り廊下を整備して、余熱利用施設から動線等も配慮することを計画しています。</p> <p>p.45の環境学習施設については、どのような施設を整備していくのか、詳細は今後検討していくこととなりますが、以下の3つの拠点となる施設を考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・環境学習の拠点 小学生の社会見学など環境教育・学習で利用できる見学者ルート・説明設備を整備して環境学習の拠点となる施設。 ・環境に関する情報の収集・発信拠点 一般の人も含めて、環境に関する情報の収集や発信の拠点として利用できるスペースや設備を備えた施設。

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（日建設計）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の環境活動の拠点 新型コロナウイルス感染症対策の面から、開催・利用方法は検討する必要はありますが、イベントや会合などにも活用できるような施設。 <p>p.45 の表 2.7.2 で例示していますが、今後、ハード、ソフト両方から施設整備を検討していきます。また、事業者選定では、DBO 方式における運営事業者からの提案内容も評価する必要があると認識しています。</p> <p>p.46 以降では、前回委員会までの説明した事業方式について、ライフ・サイクル・コストを踏まえた VFM などの評価の上、DBO 方式を採用した結果を示しています。今後、詳細な条件を設定した上で事業者を選定していくという段階に移っていくことになります。</p> <p>p.50 に示す今後の検討内容として以下の事項を挙げています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業範囲の検討 一般廃棄物処理における公共が担うべき役割を前提として公共と民間がそれぞれどのような役割・業務を果たすのかという事業範囲を設定して、民間事業者に参加しやすい条件にも配慮します。 ・ 官民リスク分担の検討 委員会でも議論されたプラスチックごみの処理・資源化も影響して、ごみ量・ごみ質が今後 20 年間に渡ってどのように変動していくのかとも想定できない部分があります。また、リチウムイオン電池など新たな技術を用いた製品が普及すると、それに対応した処理が必要になったり、ダイオキシン類のように想定していない有害物質への対応が必要になったりなど、当初整備していた時期には想定していないようなごみ質変動や不適物の混入リスクに今後どのように対応していくのかという点も官民リスクの分担の検討では重要になります。 ・ 適切な事業監視（モニタリング）方法等の検討 前回荒井会長からもご指摘がありましたが、DBO 方式では運営の大部分を民間事業者が担い公共が適切にモニタリングしていくという枠組みでの施設の運営になります。事業者選定においては、入札説明書や要求水準書において、どのように公共が関与するのかを定める必要があります。 <p>p.52 の財政計画については、循環型社会形成推進交付金対象事業の内容により若干割合が変わりますが、交付金が約 30%、地方債が約 60%、一般財源が約 10%の割合で進めていく事業になると考えています。</p> <p>最後に p.53～54 では、事業全体の整備スケジュールを示しています。 現在、令和 2 年度にごみ処理施設整備基本計画、PFI の導入可能性調査、生活環境影響調査を実施しています。 それを踏まえて、来年度から事業者選定を行い、この敷地内に盛土工事を先行して行った上で施設を建設して令和 8 年度（2026 年度）の稼働を目指しています。新しい施設の整備後、既存菖蒲清掃センターを解体して、その跡地も含めて公園と一体的に整備していくという全体のスケジュールになっています。</p> <p>以上で、施設整備基本計画の概要に説明になります。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
議長（荒井会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま基本計画の内容について事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願いします。</p>
藤原委員	<p>確認・指摘事項は以下の6点です。</p> <p>①工場立地法 ごみ処理施設に係る法令に関して、自家発電の場合は電力供給業にあたらないため工場立地法の規制対象とはなりません。売電をするごみ処理発電所は電気供給業に該当し、発電施設とごみ処理施設の敷地が一体であれば、ごみ処理施設と発電施設を一体で考えることになるため、工場立地法の規制対象となると考えられるため追加してください。</p> <p>②ダイオキシン類に係る燃焼条件（一酸化炭素） 表 2.1.1 のダイオキシン類発生防止ガイドラインでは4時間平均値 30ppm 以下の他、廃棄物処理法の基準では1時間平均値 100ppm 以下となっているので追記してください。</p> <p>③VFM の説明 p.47 の VFM の考え方は理解しづらいので分かりやすく説明した方が良いと思います。</p> <p>④事業方式の特徴・評価 p.47 で、BTO 方式について、「リスクが民間に移転される一方で、税金・事業者利益が大きくなる。」と記載されていますが、DBO 方式、BTO 方式とも、運営時の所有権は公共に移転することにより固定資産税等の税金を民間事業者が支払う必要がないこと、など追記した方が良いと思います。 同様に、p.48 の定性的評価でも、(a) 公共事業としての視点において、DB+O 方式、DBO 方式でも建設段階において、公共が事業主体となるため「概ね住民の安心感が高い」とありますが、「概ね」の意味を丁寧に説明した方が良いと思います。 (c) 財政計画・事業の効率性の視点において、「従来方式及び DBO 方式は、起債の活用により低金利で資金を調達することができる一方、BTO 方式は、民間資金調達のため起債より高い金利となる。」とありますが、BTO 方式でも起債で調達できる場合もあると思いますので、丁寧に説明した方が良いと思います。</p> <p>⑤公共の関与 p.50 の「3.2 事業実施にあたっての課題の整理」の(1)事業範囲の検討で、「公共の適切な関与により住民の安心感を確保する観点から」と記載されていますが、官民連携事業の場合、良い面と悪い面があり、問題になることもある廃棄物処理法に係る一般廃棄物処理の再委託の禁止についても記載した方が良いと思います。</p> <p>⑥発注方式 基本的には環境省の「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」で推奨されている総合評価落札方式となっていますが、総合評価落札方式も一長一短があるので、公募型プロポーザル方式との比較や不調・再入札になる可能性についても踏まえて検討した方が良いと思います。 以上です。よろしくお願いします。</p>
議長（荒井会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それぞれについて、順番に答えてください。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（日建設計）	<p>それぞれ回答いたします。</p> <p>①工場立地法 工場立地法については、売電する場合、発電所扱いになる点についてはご指摘のとおりですので追記いたします。 なお、再生可能エネルギーの発電設備からの電力を送ることができるように接続する「系統連系」の空き容量が不足している事例があるのご指摘がありましたが、東京電力パワーグリッド株式会社に事前相談したところ現時点では、この地域では容量面での系統制約はないとの回答を受領しています。</p> <p>②ダイオキシン類に係る燃焼条件（一酸化炭素） ご指摘のとおり、廃棄物処理法の技術上の基準を併記して温度などその他の項目についても整理します。</p> <p>③VFMの説明 ご指摘のとおり、分かりやすい表現についても検討したいと思います。</p> <p>④事業方式の特徴・評価 図 3.3.1 の VFM 算定のイメージで、いずれの事業方式でも所有権は公共に帰属していますが、BTO 方式でリスクが小さくなって税金・事業者利益が大きくなっているのは、リスクが民間にされる反面、固定資産税等は同じでも法人税等事業者利益に応じた税金が大きくなるためです。これらを含めて丁寧な説明を補足します。</p> <p>⑤公共の関与 事業範囲については、一般廃棄物処理において再委託が禁止されており、公共の関与が求められていることなどを追記するようにします。</p> <p>⑥発注方式 総合評価落札方式と公募型プロポーザル方式について長所、短所を補足した上で表現を修正したいと考えています。 以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長（荒井会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>基本的には藤原委員のご指摘に対応するという回答ですので、よろしくお願いいたします。他にご意見、ご質問があればお願いします。</p>
入江委員	<p>環境学習施設等は宮代町の住民も利用できますか。</p>
事務局（青砥係長）	<p>詳細はまだ決まっていないのですが、宮代町の住民も利用できるような方向で検討を進めてまいりたいと考えています。</p>
議長（荒井会長）	<p>それであれば p.44 に利用者に関する内容を記載するのが良いと思います。よろしくお願いいたします。その他、いかがでしょうか。</p>
川寄委員	<p>以下の2点について質問します。</p> <p>①剪定枝リサイクル 久喜宮代衛生組合で実施していた剪定枝の堆肥化リサイクルは今後どうなるのでしょうか。</p> <p>②スプレー缶の処理 p.32 のフローで展開検査をした後に燃やせないごみの受入ホッパに投入されるのではないのでしょうか。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（青砥係長）	<p>剪定枝堆肥化施設は老朽化に伴い来年度に廃止される予定です。新しい施設でのリサイクルは今後検討することになります。</p>
川 寄 委 員	<p>最初に検討しておかなければ導入されることはないと考えられます。 プラスチックのサーマルリサイクルと同様、剪定枝もかなりの量があり重量な課題であると考えられます。</p>
事務局（荻野課長）	<p>久喜宮代衛生組合の剪定枝堆肥化施設は老朽化で更新しない方針になっています。新しいごみ処理施設では剪定枝堆肥化設備を設けることは計画していませんが、周辺では民間委託してリサイクルしている自治体もあるかと思しますので、今後の検討課題であると考えています。</p>
議長（荒井会長）	<p>できれば基本計画において、久喜宮代衛生組合の堆肥化施設が廃止されるのを踏まえて検討すること記載してはどうかと思います。</p>
事務局（日建設計）	<p>剪定枝のリサイクルでは堆肥化処理を計画していませんが、回転破砕機でチップ化してリサイクルすることは可能かもしれないので、基本計画でご指摘を反映していきたいと考えています。 燃やせないごみは受入ヤードでの展開検査の後、受入ホッパに投入するというフローに修正します。</p>
宮 脇 委 員	<p>熱回収施設では処理方式を定めないということですが、マテリアルリサイクル推進施設では、低速・高速回転破砕機による破砕選別する一般的なフローが示されています。 手選別による小型家電の回収を行っている自治体もありますが、これ以外のフローは認めないという方針なのでしょうか。</p>
事務局（日建設計）	<p>図 2.2.1 は参考フローであり、今後、長尺物やスプリングベッドなど処理対象物も検討していくことになりますので、処理方式は確定していない旨を補足説明します。</p>
議長（荒井会長）	<p>参考フローであることを加筆するということです。 他に何かありますか。</p>
藤原委員	<p>p.51 の表 3.5.1 運転体制・要員（案）において、市事務局職員は約 5～10 名とありますが、VFM の算定における条件は公共が運営する場合や民間事業者が運営する場合など各事業方式で異なると考えられますが、どのように設定しているのでしょうか。</p>
議長（荒井会長）	<p>仮に人件費を年間 600 万円/人としたら、5 人で 3,000 万円/年、20 年間で 6 億円になることから、VFM 算定において相当影響すると思います。</p>
事務局（日建設計）	<p>市事務局職員の人数については、市や久喜宮代衛生組合の役割に応じて人数が変わるため、今後、事業範囲を精査して検討していくことになると考えています。 なお、ここでは、民間事業者が運営する事業方式では、市事務職員を若干減らして VFM を算定していますが、その条件を付記します。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
井草委員	<p>以下の4点についてコメントします。</p> <p>①浸水対策としての盛土高 洪水ハザードマップの浸水深から盛土高さ（約 3m）を設定していますが、近年想定を超える自然災害が増えてきています。多額の費用を投ずる訳ですから、ごみ処理施設の場所だけでも絶対冠水しないよう、もう少し嵩上げしても良いと考えられます。</p> <p>②プラスチックごみの資源化 p.14 の処理対象物ですが、現在、プラスチック製容器包装を資源物として分別収集していますが、今後は硬質プラスチック（製品プラスチック）と合わせて焼却するとのことですが、国は 2022 年度からプラスチック資源を一括回収・資源化するという方針を示しています。国が目指す循環施策の基本的な方向性に対して久喜市としてどのように対処するのか、協議・検討する必要があると考えられます。</p> <p>③エネルギー利活用計画 プラスチック製容器包装を分別しないで、サーマルリサイクルするというのは「CO₂ 排出量の相殺等を目的とした“低炭素社会づくりの実現”」という目指す方向性に反するのではないかと考えられます。 また、エネルギー供給は 1 炉運転の場合でも所内電力と余熱利用施設へ熱を供給可能なシステムを前提条件としていますが、余熱利用施設の熱需要を前提するのではなく、ごみ処理施設での熱エネルギー回収量に応じた余熱利用施設とすべきと考えられます。</p> <p>④液状化対策 地震ハザードマップでは地盤の液状化可能性が高い地域となっていますので、対策が必要と考えられます。 以上、4点について教えていただきたいと思います。</p>
議長（荒井会長）	事務局から説明をお願いします。
事務局（日建設計）	<p>①浸水対策としての盛土高 現在、盛土高を約 3m として地盤高を設定していますが、詳細については今後精査することになると考えています。 また、想定を超える洪水への対策としては、盛土に加えてランプウェイ（傾斜路）を設置し、プラットホームを 2 階に上げてごみピットが浸水しないよう計画しています。2 階床レベルは地盤高から 7m 程度高くなりますので、想定を超える洪水にもある程度対応できると考えています。</p> <p>④液状化対策 p.38 の（3）液状化対策としては、土の性状を改良する方法や間隙水圧の条件を改良する方法など、いろいろな工法がありますので、建築物、設備等に応じて必要な対策を講じるという計画としています。</p>
議長（荒井会長）	<p>浸水対策として地盤の嵩上げに加えて主要な設備はさらに高い位置設置するということ、液状化対策についても計画しているという説明でした。 その他、2点について説明をお願いします。</p>
事務局（荻野課長）	<p>②プラスチックごみの資源化 プラスチック資源の循環施策については、国から基本的方向性が示されていますが、回収・処理・再利用方法、費用負担など詳細は決まっていないという状況です。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（荻野課長）	<p>市としては、具体的な内容が決まればしっかり対応していきたいと考えています。</p> <p>③エネルギー利活用計画</p> <p>現在、久喜市では 3 つの清掃センターでゴミ処理していますが余熱利用していません。新しいゴミ処理施設でプラスチック製容器包装を熱回収（サーマルリサイクル）して発電・熱利用すると温室効果ガス排出量を約 2,945t-CO₂/年削減できると試算しています。</p> <p>また、国は 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた施策に取り組むと宣言しており、市としても市全体で温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>余熱利用施設については、温水プールや温浴施設などが想定されますが具体的な内容は今後検討する予定で、余熱利用施設の熱需要を前提とした計画にはならないと考えています。また、公共施設アセットマネジメントの推進により施設の集約化による電気・費用等の削減にも合わせて取り組んでいくことを考えています。</p> <p>説明は以上になります。</p>
議長（荒井会長）	<p>プラスチック資源循環については、令和 2 年 9 月に「今後のプラスチック資源施策循環施設の基本的方向性」を公表して、プラスチックごみを一括収集するという方針を示しています。方向を打ち出しています。その後、11 月に「中央環境審議会循環社会部会プラスチック資源循環小委員会」、「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会」、「プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ」が合同会議を開いて、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」報告していますが、事務局から説明されましたように、まだまとまっていない状況ですので、引き続き情報収集して必要であれば基本計画に反映することになると考えられます。</p> <p>余熱利用については、1/2 交付要件であるエネルギー回収率 19%以上を目指すこととなりますが、現実的に上限がありますので、その範囲内で余熱利用を図ることになると思います。</p> <p>電気と熱の利用を考えた場合、温水プールであれば 30℃程度の比較的低い温度の熱エネルギーを利用できるため、発電に利用する高温高压の熱エネルギーと組み合わせると熱利用率を大きくできると思います。</p> <p>また、栃木県内のある自治体では、ゴミ処理施設の余熱利用施設として温水プールを建設して年間を通じて市内小中学校の水泳授業で活用するとともに、市内 3 か所の温浴施設を統合することにより温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。</p> <p>久喜市でも市全体で同様の取り組みを進めていただきたいと思います。</p> <p>プラスチック資源の課題についても議事録で記載しておいてください。</p> <p>基本計画については以上の修正を経た上で市長に答申したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。</p>
委員	（異議なし。）
議長（荒井会長）	<p>それでは、次回は 2 月 19 日に予定されていますので、委員からのご指摘事項の修正を確認して、その上で市に答申することにしたと思います。</p> <p>どうもありがとうございます。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
<p>議長（荒井会長）</p> <p>司会（渋谷副部長）</p> <p>司会（渋谷副部長）</p>	<p>4. その他</p> <p>それでは、議事については以上ですべて終了いたしました。「4. その他」について、委員の皆様、事務局から何かありますでしょうか。</p> <p>それでは、次回、第14回検討委員会のご案内をさせていただきます。次回は令和3年2月19日（金）午後に予定しています。また日程が近づきましたらご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>5. 閉会</p> <p>本日は、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、第13回久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>令和 3年 2月 9日</p> <p>久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会 会長 荒井 喜久雄</p>	